

国名	インフラ工事品質確保能力向上プロジェクト
ベトナム社会主義共和国	

I 案件概要

事業の背景	国家開発計画を実現させる力強い経済成長を持続するため、ベトナム政府は数多くのインフラ整備計画を策定し、事業化も順次行ってきた。しかし、建設プロジェクトが急速に拡大する中で、現場の構造物の品質低下や工事中の労働災害事故の増加等、開発の負の側面が社会問題となりつつあった。ベトナム政府は、建設工事品質管理に関わる法令規則の策定、品質管理技術及び品質管理に関わる人材育成計画については、整備を進めてきたが、法令規則に関する現場技術者の理解不足、法律や契約の違反行為の増加、品質検査分野の能力不足、建設現場の品質管理を支援するための技術ガイドラインやマニュアルの不足、技術資格制度の未整備等の課題に直面し、インフラ建設プロジェクトの急増に対応できていない状況であった。		
事業の目的	本事業は、インフラ工事の品質管理制度の改善、同品質管理技術の開発、建設プロジェクトに従事する人材の能力強化を通じて、ベトナムにおいてインフラ工事の品質管理に関わる法令規則、制度及び技術基準を制定・管理する政府機関の品質管理体制の基盤整備を図り、もって建設プロジェクトの品質管理の機能向上を目指す。 1. 上位目標：ベトナムにおける建設プロジェクトの品質管理が十分機能する。 2. プロジェクト目標：インフラ工事の品質管理に関わる法令規則、制度及び技術基準を制定・管理する政府機関の品質管理体制基盤が整備される。		
実施内容	1. 事業サイト：ベトナム（全土） 2. 主な活動： (1) 建設工事に関わる品質管理制度の改善 (2) 建設工事に関わる品質管理技術の開発 (3) 建設プロジェクトに従事する人材の能力強化 3. 投入実績 日本側 (1) 専門家派遣：3人（長期）、16人（短期） (2) 研修員受入：50人 *日本での建設品質管理のセミナーに参加した上級職員6人を除く (3) 機材供与：車輛、超音波欠陥検出機、コーティング厚検査機、コンクリート試験機器、腐食分析装置、地形測量機器等 (4) 現地業務費 相手国側 (1) カウンターパート配置：41人 (2) 土地・施設：事務所スペース、専門家用機材 (3) 現地業務費		
事業期間	(事前評価時) 2010年3月～2013年3月 (36カ月) (実績) 2010年4月～2013年12月 (44カ月)	事業金額	(事前評価時) 341百万円、 (実績) 579百万円
相手国実施機関	建設省(MOC) 品質検査局(SACQI)		
日本側協力機関	国土交通省 株式会社 片平エンジニアリング・インターナショナル、中日本高速道路 株式会社		

II 評価結果

【留意点】

<事業効果の継続の評価>

・指標1「改善計画案がMOCの合意を得る」は、指標2「プロジェクト成果を含む規定の改定について法制化の手続きが進められる」の準備段階を示しているため、指標1の継続状況は、指標2の継続状況によって確認できる。

<上位目標の達成度の評価>

・上位目標「ベトナムにおける建設プロジェクトの品質管理が十分機能する」の達成状況の検証には、指標「規則・仕様書に適合した建設工事の研修が増加し、検査不合格の建設工事と工事中の労働者事故の数が減少する」のみが設定されているが、この指標には数値目標がないため、今回の事後評価では、各数値データの増減の傾向によって判断した。

・加えて、本事業で導入した建設品質管理の有効性を検証するため、「当局（MOC、運輸省等）は、建設品質管理が現行の体制で有効に機能していると認めているか」等、当局の評価やコメントを補完情報1として活用した。

1 妥当性/整合性

<妥当性>

【事前評価時のベトナム政府の開発政策との整合性】

本事業は、事前評価時のベトナムの開発政策と整合性が高い。ベトナムでは、「社会経済開発10ヵ年戦略（SEDS）（2001年～2010年）」及び「社会開発計画5ヵ年計画（SEDP）（2006年～2010年）」において、工業化、近代化を推し進めることによる低開発状況からの脱却、国民生活の向上と公正な社会の実現、及び持続的な開発を目標として掲げている。本事業が目指す品質の

よい社会インフラの整備は、SEDSとSEDPの両目標を達成するためには欠かせない重要な要素となっている。

【事前評価時のベトナムにおける開発ニーズとの整合性】

本事業は、上記「事業の背景」に記載のとおり、種々の建設プロジェクト実施に係る規制に関連し、効率的な品質管理機能を整備するという、事前評価時におけるベトナムの開発ニーズと、整合性が高い。

【事業計画/アプローチの適切性】

本事業の計画/アプローチは適切である。事業計画/アプローチに起因する課題は確認されなかった。

【評価判断】

以上より、本事業の妥当性は③¹。

<整合性>

【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

本事業は、事前評価時の日本の対ベトナム援助方針と整合している。「対ベトナム国別援助計画（2009年7月）」において、我が国は、国家開発計画（NDP）に沿ったベトナムの社会経済発展を支援することを表明している。本事業は、NDPの4つの重点分野のうちの1つに含まれる「都市開発、運輸交通・通信ネットワーク整備」に位置付けられる。

【JICA他事業・支援との連携/調整】

事前評価時において、本事業とJICAの他の事業との連携/調整は、明確に計画されていなかった。

【他機関との連携/国際的枠組みとの協調】

事前評価時において、他ドナー、NGO、大学、民間企業/国際的な枠組みとの連携/協調は、明確に計画されていなかった。

【評価判断】

以上より、本事業の整合性は②。

【妥当性・整合性の評価判断】

以上、本事業の妥当性及び整合性は③。

2 有効性・インパクト

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時において、プロジェクト目標は概ね計画通りに達成された。本事業では、既存の規制を見直し、建設工事の品質管理の強化に取り組むとともに、建設工事に関わる品質管理技術の開発を行った。その結果、改善計画案がMOCによって合意され（指標1）、本事業を通して得られた7項目の提言を反映した規制の改訂案が法制化手続きに入った（指標2）。2012年と2013年に主要都市で開催された、「プロジェクトの成果」を普及する研修を通じて、建設に携わる人材の能力向上が進んだ（指標3）。

【事業効果の事後評価時における継続状況】

事後評価時において、本事業の効果は継続している。ベトナムの慣例では、法令文書の見直しは頻回に行われ、必要に応じて改訂され、または補完される。これは、現実の市場状況に最適化させるためである。従って、本事業実施中に施行された規制も、改訂され、他の規制で置き換えられている。例えば、本事業の成果品である試験、建設工事の実施能力、請負業者やコンサルタントの労働許可証の発行、管理機関の能力といった重要な項目が政令第59号、政令第15号とこれらの政令施行に向けたガイダンスに関する通達に組み取られた。なお、政令第15号は、「北部ゲアン灌漑システム改良プロジェクト（2013年3月調印）」、「ハノイ市イエンザ下水道プロジェクト（1）（2013年3月調印）」、「ハノイ環状道路3号線プロジェクト（マイディック-南タンロン）（2013年12月調印）」など、プロジェクト完了（2013年）直後に開始された他のJICA融資プロジェクトにも適用されていることが確認された。本調査では、2014年と2015年には、規制の改訂を紹介した建設工事品質管理に関する研修が実施されたことを確認した。2016年以降は、MOCは国家予算で、本事業の成果や提言に関する内容を盛り込んだ法令文書の施行に係る建設工事品質管理のワークショップ、セミナーや実地研修を開催している。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

事後評価時点までに、上位目標は未達成であった。上位目標の達成状況を検証する指標1には、3種類のデータが含まれている。このうち、(1)規則・仕様書に適合した建設工事の件数と(2)検査不合格の建設工事数のデータは、MOCの年次統計では収集していない。一方で、この2種のデータに関し、SACQIの職員は、本事業で建設工事の安全と品質管理についての規制を導入後は、検査不合格の建設工事数が減少傾向にあると説明している。

3つ目のデータである(3)建設工事中の労働者事故件数については、事業完了年（2013年）から目標年（2016年）までの「労働災害件数」「負傷者数」「重傷者数」「死亡者数」の増加率は、それぞれ13.3%、13.3%、23.2%、13.4%とすべて増加傾向を示した。これには、当時の活発な経済活動の影響など、さまざまな要因が考えられる。建設工事の安全確保のため設けられた規制が技術者や建設会社にとってまだ目新しいものであったこの時期は、年平均成長率6.4%²（2013年～2016年）という堅調な経済発展の中にあり、建設工事件数が増加していた。一方で、目標年以降2020年までの期間も、年平均成長率6.2%³（2017年～2020年）という堅調な経済成長が続いていたものの、該当の数値はいずれも若干の減少傾向を示した。この傾向の変化は、建設工事の安全確保に関する新規制が社会に浸透するまでには時間がかかるためと考えられる。本調査で確認されたポジティブな情報は、当局（MOC及び関連機関）が、建設工事の品質管理が現行制度の下で効果的に機能していると考えようになり、ベトナムの建設品質管理に関する法令文書が徐々に国際標準に近づき、ベトナムと国民にとって有益なものとなりつつあると説明していることである（補完情報1）。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

SACQI への聞き取り調査結果によると、本事業の活動を通じて得られた提言は、ハノイ建設大学やハノイ建築大学等の学術機関での研修のカリキュラムや参考資料として活用されているとのことであった。また、本事業を通して法制化された規制は、国際ドナーやNGOが支援する他の建設プロジェクトも含む建設セクター全体の品質管理体制の強化にプラスの影響を与えていることも確認された。【評価判断】

以上より、MOCが入手できない統計データが一部あったが、定性的な事業効果を考慮し、本事業の有効性・インパクトは②。

¹ ④：「非常に高い」、③：「高い」、②：「やや低い」、①：「低い」、以下同様とする。

² 出所：GDP年平均成長率（%） - Vietnam Data, World Bank.org

³ 出所：同上

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績	情報源																											
プロジェクト目標： インフラ工事の品質管理に関わる法令規則、制度及び技術基準を制定・管理する政府機関の品質管理体制基盤が整備される。	(指標 1) 改善計画案が MOC の合意を得る。	達成状況 (継続状況) : <u>概ね計画通りに達成 (非該当)</u> (事業完了時) ・改善計画案は、MOC の合意を得た。(改善計画案の内容は指標 2 を参照)。	出所： MOC への質問票や聞き取り結果																											
	(指標 2) プロジェクトの成果を含む規則の改訂について法制化の進められる。	達成状況 (継続状況) : <u>概ね計画通りに達成 (継続)</u> (事業完了時) ・MOC は下記の表に示す通り、本事業の提言に基づいて新たに法令を制定した。 ・政令第 209 号に代わる政令第 15 号では、本事業による 7 項目の提言が反映された。7 項目の提言とは、「大規模工事での仕様書作成の義務化」、「請負業者及びコンサルタント会社の情報の提供」、「公共事業への設計照査の適用」、「設計変更手続きの改善」、「主任技術者の配置」、「段階検収手続きの緩和」、「建設品質適合証書の廃止」である。 <div style="text-align: center;">本事業の提言に基づいて新たに制定された法令</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>内容</th> <th>施行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令第 15 号</td> <td>インフラ工事の品質管理</td> <td>2013 年 2 月 6 日</td> </tr> <tr> <td>通達第 10 号</td> <td>工物品質管理に関わる政令第 15 号の一部条項に関するガイドライン</td> <td>2013 年 7 月 25 日</td> </tr> <tr> <td>通達第 12 号</td> <td>工物品質に関する報奨制度</td> <td>2013 年 7 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>通達第 13 号</td> <td>建設プロジェクトの設計の照査、評価、承認</td> <td>2013 年 8 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>建設セクターに従事する企業、個人の能力に関する情報管理に関する通達</td> <td>2013 年 9 月</td> </tr> </tbody> </table> (事後評価時) ・本調査では、本事業実施中に施行された規制は、改正され、適切に運用されていることが確認された。下表に示すように、これらの規制は本事業が試験、請負業者やコンサルタントの能力、労働許可等に関して提言した内容を反映して改訂され、または新たな規則で置き換えられた。 ・関係者によれば、現在有効に運用されている法的文書は、すべて本事業実施中に施行されたものに基づいているとのことである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>事後評価時の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令第 15 号</td> <td>政令第 46 号/2015 年に置き換えられ、現在は政令第 6 号/2021 年である。</td> </tr> <tr> <td>通達第 10 号</td> <td>通達第 10 号/2021 年置き換えられた。</td> </tr> <tr> <td>通達第 12 号</td> <td>MOC では、通達第 12 号に代わる新しい通達を策定中である。</td> </tr> <tr> <td>通達第 13 号</td> <td>建設経済経営に関する多くのコンテンツとともに、政令第 15 号/2021 年に置き換えられた。</td> </tr> </tbody> </table>	法令	内容	施行日	政令第 15 号	インフラ工事の品質管理	2013 年 2 月 6 日	通達第 10 号	工物品質管理に関わる政令第 15 号の一部条項に関するガイドライン	2013 年 7 月 25 日	通達第 12 号	工物品質に関する報奨制度	2013 年 7 月 31 日	通達第 13 号	建設プロジェクトの設計の照査、評価、承認	2013 年 8 月 15 日	その他	建設セクターに従事する企業、個人の能力に関する情報管理に関する通達	2013 年 9 月	法令	事後評価時の状況	政令第 15 号	政令第 46 号/2015 年に置き換えられ、現在は政令第 6 号/2021 年である。	通達第 10 号	通達第 10 号/2021 年置き換えられた。	通達第 12 号	MOC では、通達第 12 号に代わる新しい通達を策定中である。	通達第 13 号	建設経済経営に関する多くのコンテンツとともに、政令第 15 号/2021 年に置き換えられた。
法令	内容	施行日																												
政令第 15 号	インフラ工事の品質管理	2013 年 2 月 6 日																												
通達第 10 号	工物品質管理に関わる政令第 15 号の一部条項に関するガイドライン	2013 年 7 月 25 日																												
通達第 12 号	工物品質に関する報奨制度	2013 年 7 月 31 日																												
通達第 13 号	建設プロジェクトの設計の照査、評価、承認	2013 年 8 月 15 日																												
その他	建設セクターに従事する企業、個人の能力に関する情報管理に関する通達	2013 年 9 月																												
法令	事後評価時の状況																													
政令第 15 号	政令第 46 号/2015 年に置き換えられ、現在は政令第 6 号/2021 年である。																													
通達第 10 号	通達第 10 号/2021 年置き換えられた。																													
通達第 12 号	MOC では、通達第 12 号に代わる新しい通達を策定中である。																													
通達第 13 号	建設経済経営に関する多くのコンテンツとともに、政令第 15 号/2021 年に置き換えられた。																													

	<p>(指標3) プロジェクト成果の普及のための研修プログラムが定期的に実施される。</p>	<p>達成状況(継続状況):概ね計画通りに達成(継続) (事業完了時) ・2012年には、「プロジェクトの成果」を普及するため、MOCの予算で建設工事品質管理に関する6つの研修コースが実施された。 ・2013年には、同3つの研修コースが実施された。</p> <table border="1" data-bbox="486 212 1209 542"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催日</th> <th>開催都市</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>2012年11月2日</td><td>ハノイ</td><td>120</td></tr> <tr><td>2</td><td>2012年11月23日</td><td>カントー</td><td>90</td></tr> <tr><td>3</td><td>2012年11月28日</td><td>ホーチミン</td><td>130</td></tr> <tr><td>4</td><td>2012年12月15日</td><td>ダナン</td><td>110</td></tr> <tr><td>5</td><td>2012年12月19日</td><td>ハイフォン</td><td>100</td></tr> <tr><td>6</td><td>2012年12月24日</td><td>ニャチャン</td><td>90</td></tr> <tr><td>7</td><td>2013年10月25日</td><td>フエ</td><td>240</td></tr> <tr><td>8</td><td>2013年11月15日</td><td>ドンタップ</td><td>100</td></tr> <tr><td>9</td><td>2013年11月22日</td><td>ダラット</td><td>90</td></tr> </tbody> </table> <p>(事後評価時) ・MOCは、規制の改訂を反映して建設工事品質管理の研修を、2014年にハイフォンとカントーで、2015年にフエで実施した。2016年からは、建設工事品質管理の研修項目は、MOCが毎年実施するワークショップ、セミナーや研修に組み込まれている。</p> <p style="text-align: center;">建設工事品質管理に関する研修プログラム</p> <table border="1" data-bbox="450 734 1321 1012"> <thead> <tr> <th>研修テーマと開催都市</th> <th>参加者数</th> <th>実施年</th> <th>活用された本事業の成果品</th> <th>資金源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「プロジェクトの成果」を共有するトレーニングワークショップ、ハイフォン</td> <td>200人</td> <td>2014年11月</td> <td>ガイダンスマニュアル</td> <td>MOC予算</td> </tr> <tr> <td>同上、カントー</td> <td>150人</td> <td>2014年11月</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>同上、フエ</td> <td>170人</td> <td>2015年4月</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>		開催日	開催都市	参加者数	1	2012年11月2日	ハノイ	120	2	2012年11月23日	カントー	90	3	2012年11月28日	ホーチミン	130	4	2012年12月15日	ダナン	110	5	2012年12月19日	ハイフォン	100	6	2012年12月24日	ニャチャン	90	7	2013年10月25日	フエ	240	8	2013年11月15日	ドンタップ	100	9	2013年11月22日	ダラット	90	研修テーマと開催都市	参加者数	実施年	活用された本事業の成果品	資金源	「プロジェクトの成果」を共有するトレーニングワークショップ、ハイフォン	200人	2014年11月	ガイダンスマニュアル	MOC予算	同上、カントー	150人	2014年11月	同上	同上	同上、フエ	170人	2015年4月	同上	同上	<p>出所: MOCの質問票や聞き取り結果</p>
	開催日	開催都市	参加者数																																																												
1	2012年11月2日	ハノイ	120																																																												
2	2012年11月23日	カントー	90																																																												
3	2012年11月28日	ホーチミン	130																																																												
4	2012年12月15日	ダナン	110																																																												
5	2012年12月19日	ハイフォン	100																																																												
6	2012年12月24日	ニャチャン	90																																																												
7	2013年10月25日	フエ	240																																																												
8	2013年11月15日	ドンタップ	100																																																												
9	2013年11月22日	ダラット	90																																																												
研修テーマと開催都市	参加者数	実施年	活用された本事業の成果品	資金源																																																											
「プロジェクトの成果」を共有するトレーニングワークショップ、ハイフォン	200人	2014年11月	ガイダンスマニュアル	MOC予算																																																											
同上、カントー	150人	2014年11月	同上	同上																																																											
同上、フエ	170人	2015年4月	同上	同上																																																											

<p>上位目標: ベトナムにおける建設プロジェクトの品質管理が十分機能する。</p>	<p>(指標1) (1)規則・仕様書に適合した建設工事の件数が増加し、 (2)検査不合格の建設工事と(3)工事中の労働者事故の数が減少する。</p>	<p>(事後評価時)未達成 ・(1)規則・使用書に適合した建設工事の件数及び(2)検査不合格の建設工事についてのデータは得られなかった。 ・下表の(3)工事中の労働者事故の数は、事業完了(2013年)から目標年(2016年)までは、4つの数値すべて増加傾向にあった。さまざまな要因が考えられるが、数値データ上は、未達成である。なお、目標年以降2020年までの数値では、若干の減少傾向が認められる。</p> <p style="text-align: center;">(3)工事中の労働者事故の数</p> <table border="1" data-bbox="466 1272 1321 1534"> <thead> <tr> <th></th> <th>2012年</th> <th>事業完了年 2013年</th> <th>目標年 2016年</th> <th>変化 2013~ 2016年 (%)</th> <th>2017年</th> <th>2018年</th> <th>2019年</th> <th>2020年</th> <th>2021年</th> <th>変化* 2016~ 2020年 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 労働災害件数</td> <td>6,777</td> <td>6,695</td> <td>7,588</td> <td>13.3%</td> <td>7,749</td> <td>7,090</td> <td>7,130</td> <td>7,473</td> <td>5,797</td> <td>-1.5%</td> </tr> <tr> <td>2 負傷者数</td> <td>6,967</td> <td>6,887</td> <td>7,806</td> <td>13.3%</td> <td>7,907</td> <td>7,259</td> <td>7,267</td> <td>7,649</td> <td>5,910</td> <td>-2.0%</td> </tr> <tr> <td>3 重症者数</td> <td>1,470</td> <td>1,506</td> <td>1,855</td> <td>23.2%</td> <td>1,681</td> <td>1,684</td> <td>1,592</td> <td>1,617</td> <td>1,226</td> <td>-12.8%</td> </tr> <tr> <td>4 死亡者数</td> <td>606</td> <td>627</td> <td>711</td> <td>13.4%</td> <td>666</td> <td>622</td> <td>610</td> <td>661</td> <td>602</td> <td>-7.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:新型コロナウイルス感染症の影響を回避するため、目標年以降の変化については2020年の数値で検証した。</p>		2012年	事業完了年 2013年	目標年 2016年	変化 2013~ 2016年 (%)	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	変化* 2016~ 2020年 (%)	1 労働災害件数	6,777	6,695	7,588	13.3%	7,749	7,090	7,130	7,473	5,797	-1.5%	2 負傷者数	6,967	6,887	7,806	13.3%	7,907	7,259	7,267	7,649	5,910	-2.0%	3 重症者数	1,470	1,506	1,855	23.2%	1,681	1,684	1,592	1,617	1,226	-12.8%	4 死亡者数	606	627	711	13.4%	666	622	610	661	602	-7.0%	<p>出所: MOCの質問票や聞き取り結果</p>
	2012年	事業完了年 2013年	目標年 2016年	変化 2013~ 2016年 (%)	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	変化* 2016~ 2020年 (%)																																																
1 労働災害件数	6,777	6,695	7,588	13.3%	7,749	7,090	7,130	7,473	5,797	-1.5%																																																
2 負傷者数	6,967	6,887	7,806	13.3%	7,907	7,259	7,267	7,649	5,910	-2.0%																																																
3 重症者数	1,470	1,506	1,855	23.2%	1,681	1,684	1,592	1,617	1,226	-12.8%																																																
4 死亡者数	606	627	711	13.4%	666	622	610	661	602	-7.0%																																																

<p>3 効率性 事業費は大幅に計画を上回り(計画比170%)、事業期間はわずかに計画を上回った(計画比122%)。その理由は、ベトナム側からの正式要請により、建築工事手続きの高度化に関する調査を追加したことで、事業期間が7ヶ月延長⁴されたことによる。この延長期間中の運営費のため、事業費も計画を若干上回った。アウトプットは計画通り産出された。 以上のことから、本事業の効率性は②。</p>
<p>4 持続性 【政策面】 以下の政策により、政策面での持続性が担保されている。「社会経済開発10ヵ年計画(2021年~2030年)」と「社会開発計画5ヵ年計画(2021年~2025年)」では、市場経済の発展に向け、法令文書の制定やその実効可能性の強化を目標に掲げているが、建設工事の品質管理に関する法令文書も該当していると考えられる。 【制度・体制面】</p>

⁴ 延長期間中、建設業法の改正、資格試験制度の実施方法に関する綿密な調査、建設設備維持管理マニュアルの作成等に関連する活動が行われた。延長期間中には新たな活動への取り組みがあり、政令第15号が交付・施行に代表されるように生産性が高かったことから、終了時評価調査団は、延長は妥当であったと判断した。

中央レベルでは、MOC が建設行政を中軸とした国レベルでの建設分野の管理を担う政府機関である。SACQI は、大臣を補佐し、建設工事の品質管理を担当している。事後評価時の SACQI の職員数は 45 名である。地方レベルでは、実際の建設工事の多くは省人民委員会 (PPC) が担当する。省レベルでは、PPC 傘下の建設局 (DOC) が、地域の人口規模や予算額に応じて 40 名～100 名の陣容で、建設業務と PPC へのコンサルテーションを行う。PPC 傘下の建設検査センター (CIC) では、15 名～150 名が配置され、定期的に建設工事品質のチェックと評価を行うとともに、建設工事に関する法的検査を担当している。

【技術面】

SACQI の職員は、建設工事の品質管理を推進、普及していくための十分な知識と技術を有している。MOC は、2014 年にハイフォンとカントー、2015 年にフエにて、建設工事の品質管理について、規制の改訂をテーマにした研修プログラムを実施した。2016 年からは、セミナー、ワークショップ、実地研修の形態でのキャパシティ・ディベロプメント (能力開発) を実施している。本事業で開発された「労働安全マニュアル」「ニアミス事故の事例集」は、MOC、PPC 及びハノイ建築大学、ハノイ建設大学などの建設分野の学術機関でも継続的に活用されている。

【財務面】

SACQI は、概ね十分な予算を確保している。事業完了後、建設工事従事者対象の研修を実施するための予算が配分されているが、この予算は、情報発信、実地訓練、特に建設工事品質管理と建設事業管理を含む法令文書の改訂等を目的として、毎年国家予算から MOC に配分される予算に含まれている。

【環境・社会面】

本事業による環境・社会面での問題はなく、特段の対策も必要ない。

【評価判断】

以上より、政策面/制度・体制面/技術面/財務面/環境・社会面いずれも問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は④。

5 総合評価

本事業は、さまざまな建設プロジェクトの実施規制に係る効率的な管理機能を整備するというプロジェクト目標を概ね計画通りに達成した。事業完了後、事業効果は継続している。建設工事の品質管理が十分に機能するという上位目標は、未達成であった。

持続性については、問題は確認されていない。効率性に関しては、事業費、事業期間ともに計画を上回った。

以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は高いといえる。

III 提言・教訓

実施機関への提言：

建設工事の品質管理に関し、国レベルの管理を有効且つ効率的にするために、ベトナム政府、すなわち MOC は、地方政府や関係機関と協力し、規則・仕様書に適合した建設工事の件数及び検査不合格の建設工事件数について定期的にデータ収集できるような体制を作る必要がある。また収集したデータを取りまとめ、半期または年次ごとに、地方政府 (省・市建設局) から MOC に提出できるようにすることが望ましい。

JICA への教訓：

1. 事業実施中、想定されたデータ収集がカウンターパートによって計画通りに実施されているかについて JICA はモニタリングしている必要がある。また、データ収集が困難な場合は、JICA がカウンターパートと協議し、代替手段を検討する必要がある。
2. 新たな規制を導入し、その効果を市場への反映状況で検証する場合、効果検証の目標年次 (どの時点で効果を検証するか) は、慎重に決める必要がある。建設工事の品質管理など、新しい規制が社会に浸透し、その効果が発現するまでは、本事業で設定した 3 年より長い期間を要することが多い。

GOVERNMENT

SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM
Independence - Freedom - Happiness

No. 06/2021/ND-CP

Hanoi, January 26, 2021

DECREE

ELABORATING ON IMPLEMENTATION OF SEVERAL REGULATIONS ON
QUALITY MANAGEMENT, CONSTRUCTION AND MAINTENANCE OF
CONSTRUCTION WORKS

Pursuant to the Law on Government Organization dated June 19, 2015; the Law on
Amending and Supplementing certain Articles of the Law on Government Organization and
the Law on Local Government Organization dated November 22, 2019;

Pursuant to the Law on Construction dated June 18, 2014; the Law on Amendments and
Supplements to the Law on Construction dated June 28, 2020;

Pursuant to the Law on Occupational Safety and Hygiene dated June 25, 2015;

2021 年 1 月 26 日に制定された政令第 6 号は、建設工事の品質管理、施工、維持管理に関する規則の一部の実施に関する政令である。



2022 年 11 月 24 日、フート省における、建設工事の安全と品質管理に関する法的規制の研修コース開講の様子。